

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う健康保険制度のことです。
75歳以上のすべての方と、65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

令和5年度の保険料額のお知らせ

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。令和5年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)は左の表のとおりです。
・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
・被保険者ではない世帯主の所得も、判定の対象となります。

保険料の減免

災害や失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情等で生活が著しく困難な方は、減免が受けられる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は、「年金からの支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。

年金からの支払いの場合は、手続きの必要はありません。口座振替に変更を希望する方は、本人の保険証、預金通帳、届出印を各金融機関に持参し、手続きをしてください。

申し込み・問い合わせ

市総合窓口課医療給付グループ

☎23・6411

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011・290・5601

《保険料の計算方法》

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{【1人あたりの額】} \\ \text{51,892円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{【前年の所得-43万円】} \\ \text{×10.98\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{《限度額66万円》} \\ \text{100円未満切り捨て} \end{matrix}$$

◎「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
◎前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

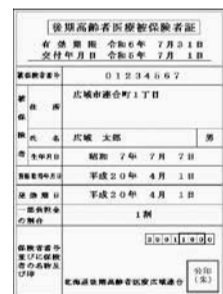
《令和5年度保険料(均等割)の軽減割合》

対象者の所得要件	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(290,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(535,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

◎昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。
◎給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える方
・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

▼後期高齢者医療被保険者証が新しくなります
現在ご使用の、後期高齢者医療被保険者証(橙色)の有効期限は、令和5年7月31日までです。
7月中に、新しい保険証を順次郵送で交付します。8月1日からは、新しいものを使用してください。

紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。



▼減額認定証・限度証が新しくなります
現在ご使用の、減額認定証と限度証(水色)の有効期限は、令和5年7月31日までです。

新しい減額認定証と限度証は、「黄緑色」で、有効期限は、1年間です。

引き続き交付対象となる方には、7月中に、新しい減額認定証と限度証を順次郵送で交付します。8月1日

左の表の交付要件に該当することを確認の上、市総合窓口課へ申請してください。

◎減額認定証の交付要件

世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方	
区分Ⅰ	世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	老齢福祉年金を受給している方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方で、「区分Ⅰ」に該当しない方

◎限度証の交付要件

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	「現役並みⅢ」に該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	「現役並みⅢ・Ⅱ」に該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

医療費受給者証を送付します

市では、皆さんの健康を守り、安心して暮らせる生活環境を整えるため、一定の条件に該当する方へ医療費の一部を助成しています。現在お持ちの医療費受給者証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

等々の交付を受けた方
・精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けた方(通院のみ対象)
※いずれの医療費助成制度にも、所得制限(令和4年中の所得)があります。詳しくは問い合わせください。

◆助成の対象
新しい受給者証は、7月下旬より順次発送しますので、お確かめください。

◆申請・更新が必要な方は、申請書をお送りしていただきます。随時受け付けていますので、申請してください。

◆助成の対象

- 乳幼児等医療費助成制度
- 0歳児から高校生等まで
- ひとり親家庭等医療費助成制度

更新手続きが必要な方には、申請書をお送りしていただきます。随時受け付けていますので、申請してください。

●ひとり親家庭等医療費助成制度

- 18歳に達した最初の3月31日までの児童と、その母または父
- 18歳から20歳までの扶養されている方と、その母または父

必要なもの
・健康保険証
・マイナンバー
・令和5年1月2日以降に本市に転入した方、または生計維持者が単身赴任等で本市に住民登録がない世帯の方は、令和5年度の所得課税証明書、住民税特別徴収税額通知書のいずれかが必要です。

●重度心身障害者医療費助成制度

- 身体障害者手帳の1級、2級または3級(内部障がいのみ)の交付を受けた方

申し込み・問い合わせ
市総合窓口課医療給付グループ

☎23・6411

重度の知的障がい(療育手帳A判定または診断書